

4月からの準備はできていますか？

2024（令和6）年4月から医師の時間外労働の上限規制が開始されます。これまでニュースレターでは、宿日直許可申請、36協定の締結、面接指導、タスク・シフト/シェアなど号を追ってお知らせしてきました。それぞれの医療機関において、対象となる水準に併せてご準備くださっているとと思いますが、以下のチェックリストで今一度確認してみてください。

また、厚生労働省のホームページに「医師の働き方改革」特設サイトが公開されました。制度に関する情報や、職員への周知、患者さんにご理解いただくために活用できるポスター、リーフレットなどが公開されています。

医師の時間外・休日労働の上限規制のチェックリストです。以下の内容について、3月までにすべての項目がチェックできていれば安心です。A水準の医療機関の方もご確認ください。

- 入職時、オリエンテーション（説明会）を行っている
- 雇用契約書、労働条件通知書を取り交わしている
- 就業規則と賃金規定が周知されており、勤務する上で就業規則と抵触するところがない
- 休憩・休日（法定休日）がとれている
- 労働時間管理が客観的な方法で行われている
- 兼業・副業についての届出様式ができています（時間が把握されている）
- 月の時間外・休日労働が100時間を超えた時の把握方法がある（兼業・副業先の労働時間通算）
- 月の時間外・休日労働が100時間を超えた時の対応方法がある（面接指導医と手続き）
- 勤務間インターバルを考慮した勤務表が作成されている
- 代償休息の規定が文書化されており、周知徹底されている
- 自己研鑽のルールが文書で明確化され、（他職種にも）周知徹底されている
- 労務管理の責任者が決まっている（組織上の地位とその役割）
- 多職種からなる（労働時間を検討する）委員会がある
- 36協定が適切な手続きで締結され、かつ労働基準監督署へ届出されている
- 宿日直勤務について労働基準監督署長の許可を得ている

厚生労働省のホームページに「医師の働き方改革」の特設サイトが公開されました。

【特設サイト】 URL：<https://iryuu-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>

医師の働き方改革を進めるためには、医療機関や医療従事者だけでなく、患者さんを含めて、関係者が一丸となって取り組む必要があります。このサイトでは、医師の働き方改革関連制度について、動画やコンテンツでみることができただけでなく、患者さんやご家族に対して「診療時間内での受診へのご協力」や「“いつもの先生”以外の医療スタッフ対応へのご理解」（タスク・シフト/シェア、複数主治医制）などへご理解、ご協力をお願いする内容のポスターや動画などの広報ツールが掲載されています。これらはダウンロードして利用することができますので、医療機関内での配布や放映にご活用ください。



令和6年度から医療法第25条第1項の立入検査に新たに働き方改革に関連する項目が追加される予定ですので、必要な対応の準備をしていきましょう。

○A水準でも必要になる追加項目：時間外・休日労働時間の把握と面接指導の実施

○特例水準（B・C水準）の医療機関が対象の追加項目：勤務間インターバルの確保状況等



社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ



高知県イメージキャラクター
「くろしおくん」

